

## 世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則

昭和50年4月1日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区プールの経営許可等に関する条例(昭和50年3月世田谷区条例第28号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(許可の申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、プール経営許可申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

2 条例第3条第2項の規定により届出をしようとする者は、プール経営届(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(許可書の交付等)

第4条 区長は、条例第3条第1項の規定により許可したときは、当該許可に係るプールに関する事項を電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して記録管理し、当該許可を申請した者にプール経営許可書(第3号様式)を交付するものとする。

(承継の届出)

第5条 条例第3条の2の規定により譲渡による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、プール許可経営者地位承継届(譲渡)(第3号の2様式)を区長に提出しなければならない。

第5条の2 条例第3条の2の規定により相続による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、プール許可経営者地位承継届(相続)(第3号の3様式)を区長に提出しなければならない。

第5条の3 条例第3条の2の規定により合併による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、プール許可経営者地位承継届(合併)(第3号の4様式)を区長に提出しなければならない。

第5条の4 条例第3条の2の規定により分割による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、プール許可経営者地位承継届(分割)(第3号の5様式)を区長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第6条 許可経営者又は届出経営者は、第3条第1項の規定によるプール経営許可申請書又は同条第2項の規定によるプール経営届に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、プール経営許可事項変更届（第4号様式）を、区長に提出しなければならない。

2 許可経営者、又は届出経営者は、プールを休止した後に再開しようとするとき、又は廃止したときは、プール経営再開・廃止届（第5号様式）を、区長に提出しなければならない。

（許可の基準）

第7条 条例第3条第3項第9号の規則で定める事項は、別表第1のとおりとする。ただし、施設の規模、形態その他特別の理由により、区長が公衆衛生及び安全の確保上支障がないと認めたときは、この基準をしんじやくすることができる。

（措置の基準）

第8条 条例第5条第6号の規則で定める事項は、別表第2のとおりとする。

（身分を示す証明書）

第9条 条例第7条第2項の規定による身分を示す証明書は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年厚生労働省令第175号）別記様式とする。